

## 大阪府福祉施策企業連携アドバイザー設置要綱

### (目的)

第1条 大阪府における福祉施策の推進にあたり、公民連携の取組みを進めるため、福祉部にアドバイザーを置く。

### (職務)

第2条 アドバイザーは、大阪府の福祉施策における企業連携の推進に係ることについて、大阪府福祉部に対し、提案・助言・支援を行う。

### (選任)

第3条 アドバイザーは、企業等の経営又は勤務経験をもち、福祉施策における企業連携の推進に係る高い識見を有する者その他福祉部長（以下「部長」という。）が適当と認める者のうちから、部長が選任する。

### (任期)

第4条 アドバイザーの任期は、部長が選任した日からその日の属する年度末までとする。

### (報酬)

第5条 アドバイザーは、無報酬とする。

### (実費弁償)

第6条 本要綱にかかる職務に要する旅費その他経費について、府は一切負担しない。

### (災害補償)

第7条 アドバイザーが職務中に災害を受けた場合、府は補償しない。

### (秘密の保持)

第8条 アドバイザーは、職務上知り得た秘密を他人に漏らし、または他の目的に利用してはならない。なお、その職務を退いた後においても同様とする。

### (地位乱用の禁止)

第9条 アドバイザーは、その地位を利用して自らが属する企業やその商品の宣伝をしてはならない。

### (解任)

第10条 アドバイザーが次のいずれかに該当することとなったときは、任期中にかかわらず、部長は、アドバイザーを解任することができる。

- 一 アドバイザーが在任中であって、前二条の規定に反したと認められるとき

- ニ アドバイザーとして、その職の信頼を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしたとき
- 三 アドバイザーが属する企業等が、独占禁止法及び刑事訴訟法などに基づく必要な措置、排除措置命令、課徴金の納付命令及び公訴を提起されるなど社会的信頼を失ったとき
- 四 アドバイザーから辞任の申し出があったとき
- 五 心身の故障のため、アドバイザーとしての職務ができないと部長が認めるとき
- 六 アドバイザーの名において、特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的をもって、あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもって、次のイからホまでに掲げる行為をしたとき
  - イ 公の選挙又は投票において投票をするように、又はしないように勧誘する行為
  - ロ 署名運動
  - ハ 寄附金その他の金品の募集又は配布
  - ニ 会場での文書、図画、音盤又は形象の作成、回覧、配布、朗読又は掲示その他会場の施設の利用
  - ホ 政治上の主義主張又は政党その他の政治的団体の表示に用いられる旗、腕章、記章、えり章、服飾その他これらに類するものの着用、表示、制作又は配布
- 七 アドバイザーが暴力団員である、もしくは暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
- 八 前七号に掲げるもののほか、アドバイザーがその適格性を欠くと部長が認めるとき

(損害賠償)

第 11 条 アドバイザーは、職務にあたり、部長の指示に違反して、部長又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第 12 条 本要綱に定めのない事項については、別途部長が定める。

附則

この要綱は、令和 5 年 3 月 24 日から施行する。